

# 会 議 議 事 録

会 議 名	河合町第9期介護保険事業計画策定委員会		
日 時	令和6年1月24日(水) 午前10時～	場 所	河合町役場3階 第6会議室
出 席 者 (敬称略)	東孝信委員長、高岡宏芳副委員長、佐藤利治委員、坂本博道委員、岡本幹男委員、藤岡禮子委員、奥村和也委員、西川嘉一委員、岩崎勝重委員		
欠 席 者	土井真知子委員、小野雅則委員、松岡伸夫委員、長むつみ委員、上村卓也委員		
傍 聴 者	なし		
事 務 局	福祉政策課長 浦達三、福祉政策課 北浩至、浮島千春 地域包括支援センター長 藤岡直記 (株)日本都市計画研究所 岩溪氏、森川氏		
事 項	1. 委員長あいさつ 2. 議事 (1) 河合町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画(素案)について (2) 第9期計画における介護保険料について (3) その他		

## (事務局)

それでは、定刻となりましたので、河合町第9期介護保険事業計画策定委員会をはじめさせていただきます。本日は、年始のお忙しいなか、策定委員会にご参集賜りありがとうございます。本日の策定委員会ですが、委員の半数以上の出席を頂いておりますので、河合町介護保険事業計画策定委員会設置要綱第6条第1項により成立するものでございます。

まず初めに、前回の策定委員会において、今後のスケジュールとして11月あたりに2回目の策定委員会を開催し、現在の時期に3回目の策定委員会を開催する予定でしたが、夏に実施しました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の集計に多くの時間を要したことや年末に厚生労働省から示されました第9期計画中の介護報酬改定を素案へ反映させるための修正がございましたので、第2回目の策定委員会が現在の時期となってしまいました。ニーズ調査の報告書につきましては、11月に委員の皆さまへ配布しておりますので、今回の策定委員会で議題として取り上げておりません。また、今後のスケジュールを鑑みまして、事務局としましては、今回の策定委員会が最後の開催と考えております。

○資料確認(資料1、資料2、質問票)

○委員紹介(前回欠席となった委員のみ紹介)

出席委員9名、欠席委員5名(上記参照)

〈委員長あいさつ〉

〈議事（１）・河合町高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画（素案）について〉

（事務局）

素案の説明に入る前にまずパブリックコメントについて説明させていただきます。令和５年４月より施行しております「河合町まちづくり自治基本条例」第３１条第２項により、計画の策定にあたりパブリックコメントを行うなどの町民よりの意見や提案を広く求めねばならないとされており、その条文に基づきパブリックコメントを１月１８日より実施しております。前回７月の策定委員会ではパブリックコメントの時期の話はしていなかったため、本来は今回の策定委員会で委員の皆様の賛成を得て実施することが適切なスケジュールではありますが、ホームページ等の掲載期間を考えると間に合わなくなるため、先行して実施しております。パブリックコメントと今回の策定委員会における委員の皆様のご意見を踏まえまして素案を固めてまいりたいと考えております。

○資料Ⅰ：河合町高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画（令和６～８年度）〈骨子・素案〉  
について説明

※説明中に委員より訂正に関する発言。

（委員）

６ページ３行目、令和５年５７.３％の数字は令和４年のもので５年は６０.２％。

７ページ本文５８.３％と表５８.５％の違い。表６７９２世帯とグラフ６７７１世帯の違い。

など、数字の整合性をお願いします。

（委員長）

質問等あれば説明の後をお願いいたします。

○事前配布質問票に対する説明（質問票参照）

質問Ⅰ

（事務局）

第４章で各施策の取り組みを掲載しておりますが、効果的に活用していただくためには各施策の横の連携が必要となってきます。その中で重要となってくるのが、５３ページになります「地域包括支援センターの機能強化」になります。地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核を担う機関であり、下の図のように各施策と大きな関わりをもっております。また、福祉の総合相談窓口として日々住民さんの相談に対応していただいていることから、包括支援センターの体制を充実させることが、住民さんが効果的に活用できることにつながると考えております。もちろん、それだけでなく、各施策の周知・啓発も大切ですので、そのところも引き続き行う予定であります。

（委員）

地域包括ケアシステムが重要であることは承知しております。町民が周知徹底できているとはいいたくないというのが実感で、それを具体的にどう周知していくのかやマッチングが課題だと思います。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。助けてほしいもしくは助けたいという思いを住民の皆さん持っておられるかと思っております。助けてほしいということに関しては基本的には地域包括支援センターの相談窓口がきっかけとなります。広報などで啓発はさせていただいていると行政としては考えております。助けたいという方に関しては、生活支援体制整備として介護保険事業の中で行っているところであります。社会福祉協議会でその事業を行わせていただいて、各自治会に説明を行わせていただいております。

ますが、現状進んでおりません。今後各自治体と協議を行って体制づくりを行いたいと思います。

## 質問 2

(事務局)

河合町の高齢者比率が年々高くなっていくと予想される中で、基準保険料の上昇や高所得者層への負担増が避けられない状況となっておりますが、今後の見通しとして保険料を上げていくことは必然ととらえているのか、歯止め策を町として考えているのかというものです。

計画の中で話をさせていただくと、介護予防と適正化が重要となります。第 4 章の介護予防の部分では、52 ページで説明させていただいております。適正化に関しては 72 ページ説明させていただいております。保険料はサービス料の 23 パーセントに該当しますので、介護にかかる費用が増えるとそれに応じて保険料も上昇しますので、保険料の上昇を抑えるとなりますと介護サービス費も抑えることにもつながり本末転倒の状況になりかねません。計画の中で大事なのは介護予防と適正化を重点的に行うことが大事だと思いますので、計画の中に反映させていただきました。

## ○質疑応答

(委員)

41 ページの給付の実績の箇所ですが、総給付費が 107.8 パーセントとなっておりますが、実際は 101.8 パーセントくらいではないでしょうか。75 ページの要介護者の推計の箇所ですが、令和 6 年度より 22 年度の要介護支援の実績等と書かれていますが、まだ実績はないはずなので令和 3 年から 5 年の実績となるのではないのでしょうか。同様のことが 77 ページにも言えると思います。

(委員)

自分が計算した数字と資料内の数字が違っているところがありますので、整合性チェックをお願いします。数字を信じて次の議題に移ってもよいのでしょうか。

(事務局)

数字に関しては、後程もう一度確認とチェックをいたします。

(委員)

83 ページの第 1 号被保険者負担分相当額の算定の箇所ですが、合計額が 1,530,946,968 となっております。ここも数字が違ってきますと全部が違ってきますので、ここは変わらないということによいのでしょうか。

(事務局)

83 ページと次の資料の考え方との数字が合わないということですが、元々この場所は差が出てくる箇所であります。この箇所は 82 ページに記載してある国よりの調整交付金にあたりまして、変動が生じます。それに応じて第 9 期の介護保険の考え方で示している保険料の必要額と変わってきます。83 ページの数字の下に検討中の箇所がありますが、本来ここに調整交付金や基金の取り崩しなどを入れて計算する項目となっております。ご指摘いただきましたが、この箇所は正しい数字となっております。

(委員)

45 ページの箇所、基本目標の柱建ては変わっていないということでしたが、基本目標 4 に関し

て、高齢者が災害時も安全でいられるようにとありますが、今回付け加えられていると思います。災害時の対応は要介護者の場合かなり多いので、ここを重視し、具体化することが大事だと思いますのでよろしく願いいたします。もう 1 点 41 ページで実績と計画の比較がされていますが、地域支援事業費の計画と実績の差が大きくなっているようですが、なぜでしょうか。

(事務局)

地域支援事業費の計画値と実績値を比べると確かに大きく見積もりすぎているように見えます。地域支援事業費には国からの補助額がありまして、この上限で見積もっていますので実績値との乖離がございました。今回はこれを踏まえて、80 ページは第 9 期計画における地域支援事業費の推計となっていますが、国の補助額上限でなく、実績ベース金額での推計をさせていただいておりますので、第 8 期のような乖離がない見られない推計にさせていただいております。

(委員)

計画や介護事業そのものに関するところなので、必要な事業が足りていないのであればさらに充実させる必要があると思ったので質問しました。予算上の問題でこうなったというのであれば、保険料にも影響するので、乖離がないようにしてもらいたいと思います。

#### 〈議事(2)・第9期計画における介護保険料について〉

##### ○資料2：第9期介護保険料の考え方について説明

##### ○質疑応答

(委員)

考え方の中に素案の 39 ページ、40 ページ、77~80 ページの数字が出ています。考え方の資料内には予定保険料収納率が 99.85 パーセントとなっていますが、私の計算では 99.7 パーセントになると思います。被保険者数は変わるとしても、月額保険料の基準額が 6,369 円になっていますが、6,337 円になるのではないかと思います。説明の通り B 案で行くということは私も賛成です。今までは 9 段階であったものを 9 期より 13 段階にするということですが、10 段階から 13 段階の高額所得者が河合町でも若干いるのではないのでしょうか。B 案には賛成しますが、数字の整合性を整えていただければと思います。

(事務局)

数字に関しては後程精査します。きちんとした数字が出たらまた委員の皆様にご覧いただき資料をお配りいたします。

(事務局)

保険料はかなりアップしていると思います。こちらでも計算させていただいた第 8 期計画の数字は単年度で計算しますと、令和 3 年度は 5,340 円、令和 4 年度は 5,375 円、令和 5 年度で 5,658 円という数字が出てきております。それに対して 5,100 円という金額で徴取しておりましたので、本来それに応じた金額を徴取させていただかなくてはなりません、今回は基金を取り崩させていただいて誤差を埋めたという経緯があります。今回も基金を取り崩しながら、6,379 円のところを 6,000 円にさせていただいております。河合町は他と比べて高齢化率が高い現状があります。さらに 80 歳以上は 3 人に 1 人が介護認定を受けることとなりますので、介護サービスを抑えるのは実際難しいです。介護を受けないようにするというのが本筋ではありますが、80 歳以上になるとどうして

も介護を受けざるをえず、介護給付も増加し、介護保険料も上げざるをえないという状況がございます。保険料は年間 10,800 円の増加となり、年金も厳しい中心苦しくはありますが、河合町の介護保険料も上げていかざるをえない現状かと考えております。

(委員)

何とか上げ幅を抑えたいという思いはあります。今回は単純に言うと 17 パーセントの増加となるので多いかとは思いますが。介護保険の財政に関して、見込み量を高く見積もって計画を立て、実績が見合わない場合もあり保険料も上がっているように見えます。今回の保険料に関して、素案 76 ページの特別養護老人ホームの整備計画を持っているとありますが、これは施設療養費に組み込まれているのでしょうか。

(事務局)

施設療養費に関しては、待機の方も含めて、河合町でも施設計画をしなければならないとして記載させていただきました。見込みは待機の人たちも、施設が完成したら行ってもらおうということも含めた見込みとなっております。

(委員)

施設療養費を見ていると 8 期の 3 年間の総合保険料の合計と 9 期の見込みの合計を比較すると大体 12~13 パーセント増えるのではないかと思います。そのあたりの見込み量を見直しを含めて抑制できないでしょうか。

もう 1 点、基金に関して、8 期の時は 168,500,000 円崩しますということでしたが、実際はいくらくらい崩したのでしょうか。

(事務局)

当初は確かに 168,500,000 円崩す予定でしたが、予定より令和 3 年度と 4 年度の実績が伸びなかったのは事実ですが原因はわかりません。伸びなかった部分に関しては当然取り崩しも少なくすみますので、約 1 億円の取り崩しになるかと思えます。そのため今回は介護保険料を抑えるために約 8800 万円を取り崩すこととしています。基金はまだ残りますが、一気に投入すると不測の事態に備えられなくなるため余裕を残す必要がありますが、基金を活用して保険料を決めさせていただいております。

(委員)

厳しいことは承知しておりますが、17~18 パーセントの上昇となるのはやはり厳しいので何とか 10 パーセントくらいに抑えられないかとは思っています。介護保険の場合は医療費のように突然増えることは介護報酬の改訂のような例外を除いて考えにくいので、なんとか 10 パーセントに抑える見直しを検討していただきたいと思えます。

介護認定率が 20 パーセント前後ですが、利用者が 71 パーセントくらいなのでトータルでは 14 パーセントほどが利用していることとなります。河合町は健康寿命が意外に高いので、健康寿命の最後の数年が介護の時期ということになり、認定率が周辺自治体や県や国よりも高いと聞いています。保険料の問題は健康寿命を努力している表れでもあると思うので、何とか保険料も抑える形にならないかと思った次第です。

(事務局)

基金を今回 8800 万円ほど取り崩すと残りが 8000 万円ほどしか残りません。年度途中で万一赤字になりますと、保険料の値上げ等も検討せざるを得なくなりますが、計画上は難しいうえに読めない部分もあります。住民の皆様にご迷惑をかけないために、伸びを見ながら保険料を決めておりますの

で今回は 6000 円が限度と考えています。

(委員)

介護保険の仕組み上、必要量で計画を立てて、23 パーセントが 1 号保険者となっております。必要数が増えれば増えるほど保険料を上げる仕組みになっている国の制度も問題で、公費がもう少し入る仕組みにしなければ、保険料を上げるか抑えきるかの選択にしかならないので、ある程度現場の話も必要かと思います。

〈議事(3)・その他〉

(委員長)

様々なご意見をいただきましたが、これを踏まえて事務局で検討していただきたいと思います。冒頭に事務局から連絡がありましたが、本来パブリックコメント後にもう一度策定員会を開催する必要がありますが、時間的余裕がないとのことなのでパブリックコメント後の修正案は事務局一任とさせていただきたいということです。委員の皆様におかれましては事務局一任ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

他に、ご意見がなければ事務局にお返しします。

閉会 (11 時 30 分)